

よくある質問一覧

(補助制度)

Q 私立高校授業料に関する補助制度はどのようなものがありますか。

A 私立高等学校授業料に係る補助制度は、以下のものがあります。
各制度で申請時期が異なりますので、各学校の案内等に従ってください。

- ① 国：就学支援金
 - ② 県：愛知県私立高等学校授業料軽減補助
 - ③ 名古屋市：名古屋市私立高等学校授業料補助
- ※②と③の両方の補助を受けることはできません。

(申請時期)

Q いつ、どこに申請すればよいですか。

A 授業料補助の各制度への申請は、入学した（在籍している）私立高等学校で手続きを行います。

名古屋市私立高等学校授業料補助は、9月以降に学校から申請の案内がありますので、その案内に従って申請をしてください。

(必要書類)

Q どのような書類が必要ですか。

A 申請書（学校から配布されます。）の提出が必要です。

1月1日時点で名古屋市外に在住していた方、課税情報を確認されることに同意できない方等、税情報の連携ができない方については、住民税の課税証明書が必要です。

(支給時期)

Q いつ、どのように支給されますか。

A 申請した翌年1月以降、学校から生徒又は保護者等に支給されます。支給時期や支給方法は学校により異なるため、学校にお問い合わせください。

(住所要件)

Q 県内全日制高校に在籍する生徒について、生徒本人は市内在住だが、親権者は市外在住の場合、名古屋市高等学校授業料補助は受けられませんか。

A 受けられません。ただし、仕事の都合等により市外に住所を有する場合等は、対象として認められる場合がありますので、学校にご相談ください。

(所得要件)

Q 年収が〇〇円の場合、補助対象となりますか。

A 補助対象者かどうかの判定は、年収ではなく、以下の計算式によって決定されます。

「課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額」

※政令指定都市の場合、課税標準額×0.06－市民税の調整控除額×3/4

Q いつの所得をもとに判定しますか。

A 申請年度の課税所得（前年度所得分）をもとに判定します。

例) 令和6年度に補助金を申請する場合

⇒令和6年度課税所得(令和5年1月1日～令和5年12月31日の所得)

Q 支給額は誰の算定基準額で判断しますか。

A 原則、親権者全員分（父母）の算定額の合計額で判断します。

Q 親権者が離婚を予定しており、既に別居状態の場合、誰の収入を基準として判断しますか。

A 離婚が成立するまでは親権者全員分の算定額で判断します。ただし、親権者が生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難である者と認められる場合には、その者は保護者等に含まれません。

（第3子以降の子の考え方）

Q 23歳未満はいつの時点の年齢ですか。

A 授業料補助を受けようとする前年度の12月31日時点の税法上の扶養状況で判断します。

例) 令和6年度に授業料補助を受けようとする場合

令和5年12月31日時点において、23歳未満（平成13年1月2日以降生まれ）でかつ、税法上扶養されている子で数えて、生徒本人が第3子以降の子かどうかで判定します。

Q 上の子は大学生であり同居していませんが、第3子以降の子のカウントに含めることはできますか。

A 当該大学生の子が23歳未満であり、保護者等の税法上の扶養親族であれば、第3子以降の子のカウントに含めることができます。

例) 子どもが、21歳（大学生・扶養あり・別居）、19歳（大学生・扶養あり・同居）、17歳（高校生・扶養あり・同居）の3人

⇒17歳の子は「第3子以降の子」に該当します。

Q 上の子は23歳未満ですが、社会人であるため保護者等の税扶養親族ではありません。その子を含めてカウントすることができますか。

A 23歳未満の子であっても扶養親族として申告していない子はカウントの対象とはなりません。

例) 子どもが、22歳（社会人・扶養なし）、19歳（大学生・扶養あり）、17歳（高校生・扶養あり）の3人

⇒税扶養の子でカウントすると、17歳の子は上から2番目となるため、「第3子以降の子」に該当しません。